

経済産業省告示第四百四十四号

電気事業法の規定に基づき、主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月十六日

学校の名称	学部・学科名	備考
-------	--------	----

経済産業大臣 中川 昭一

東京電機大学短期大学

電気科第二部

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする

東京都立世田谷工業高等学校

電気科(全日制)

平成十七年三月までの卒業者については従前のとおりとする